

(論文)

GASB退職後給付制度の会計基準

工藤久嗣

キーワード

退職後給付 (OPEB)	アカウンタビリティ	財務報告
保険数理的評価方法	GASB	

1. はじめに

1984年設立以来、米国会計基準審議会 (Governmental Accounting Standards Board - GASB) は、これまで州および地方政府の財務報告問題に関する56号にわたるステートメントを公表してきた。したがって、現在米国における州および地方政府の財務報告基準設定機関として広く認識されている。意思決定有用性アプローチ (Decision-usefulness Approach) の企業会計規制方式を可能な限り公会計規制に適用するにあたって、企業会計規制の理論や手法に一定の修正を施している。周知のように、意思決定有用性アプローチは、会計の基本目的を情報利用者の意思決定に有用な情報を提供すると規定する会計理論である。ところが、GASBは、政府活動と企業活動等との相違点等にもとづき第一義的な情報利用者として想定しているのは住民 (有権者、納税者) である。また、住民のどのような意思決定を想定するのが問題となる。GASBが想定しているのは、まず第1に、政府のアカウンタビリティ (Accountability - 説明責任) の評価であり、第2に政府のアカウンタビリティの評価を踏まえてなされる住民の経済的、社会的、政治的意思決定である (GASB [1987], par. 76)。すなわち、ここで政府のアカウンタビリティが其軸的な要素として位置づけられている。GASB [1987] によれば、政府のアカウンタビリティとは、「自己の行為を説明する義務、すなわち自己の行ったことを弁明する義務」 (par. 56) をいう。政府のこうした義務は、住民の「知る権利」 (Right to know) に対応するものである (GASB [1987], par. 56)。さらに、公会計規制で注目されるのは、予算の位置づけである。すなわち、米国の政府財務報告制度において、予算は「最も意義のある公的財務書類」 (GASB [1987], par. 19) とされ、具体的には、(1) 公共政策の表明手段、(2) 財務計画または財政意図の表明手段 (3) 法的強制力をともなった財務的統制手段 (4) 業績評価の基礎の提供といった機能を予算は果たしている (GASB [1987], par. 19)。

このように米国会計規制の特徴は、プライベート・セクター主導による意思決定有用性アプローチの基準設定であり、現在公会計規制における制度として確立し国際的な広がりを

みせている。すなわち、それは現在民間組織である国際会計士連盟（IFAC）による、国際公会計基準（IPSAS）の設定作業もその一つといえよう。

そこで、2009年6月、GASBからOPEB（Other Postemployment Benefits 一年金以外の退職後給付）の測定に関する公開草案（Exposure Draft－ED）が公表された。このEDの内容を中心に考察し、既に公表されているステートメント第43号「Financial Reporting for Postemployment Benefit Plans Other Than Pension Plans」⁽¹⁾とステートメント第45号「Accounting and Financial Reporting by Employers for Postemployment Benefits Other Than Pensions」⁽²⁾と比較検討しその位置づけを明らかにするものである。

2. OPEB会計基準設定の背景

GASBは、退職医療給付を中心とした年金とその他のOPEBに関するGASBの会計基準の設定には、その重要性和多額となるため、慎重な時間を要した。ほとんどの州および地方政府では、現役勤務の一部であると認識して全報酬の一部である年金と退職後給付であるとして退職者に提供するものである。また、GASBの年金会計基準と概念的に同様なOPEB会計基準の設定以前には、多くの州・地方政府は、年金債務や納税者への提供を約定する将来の資源の目標として本来の発生主義適用以外は、単に確約である位置づけであった。同様に、財務諸表利用者は州および地方政府の将来債務の規模やそれに関連して提供された勤務に対する年間総コストについては、発生主義的な情報を利用することはできなかった。

実務面でも州および地方政府では、かつて債務に対する概念的、統一的な測定方法ではなく年間財務諸表に独自の測定方法によって計上していた。その結果、GASBは全会一致ではなかったが年金給付とOPEB会計と財務報告について会計基準を設定したのである。その内容は、州および地方政府のアカウントビリティと給付を評価するための意思決定有用性情報を財務諸表利用者に提供するものである。

GASBは、現在、州および地方政府とそれに対応した財務諸表とに計上された情報を統一化と比較可能性に関して改善するためにどのように変更するべきか、また、どのような効果があるかについての情報を収集するために年金会計基準を再検討する段階にある。そこで、その時点でGASBは、リサーチ部門においても本質改善の余地があることを確信していた。

退職後給付会計と財務報告プロジェクトにおいても、年金給付会計基準の再検討が年金給付債務の表示、州・地方政府の環境でどのように計上すべきかを含む基本的問題を熟考することも必要である。これらの一連のGASBの再検討が、OPEB会計基準と同様に概念的にインパクトを与えるものである。

年金会計と財務報告のコメント募集期間中にGASBは、再検討の内容として期間衡平性（Inter-period Equity）の達成度合いとして十分な情報が計上されているかの問題が生じたものである。言い換えれば、将来の納税者に対して当期のサービスに対するコストを転嫁する2のか、あるいは当期のサービスに対して前期まで累積された純資源を引き出すかのことである。

GASBは、2007年6月、概念書第4号（Concepts Statement No. 4「Elements of Financial Statements」）⁽³⁾を公表した。これまで概念書は、第1号から第5号まで公表されている。概念書は個別の会計基準を設定するための概念的な枠組みを明らかにしたものであり、概念フレームワーク（Conceptual Framework）と総称される。当該ステートメントは、州・地方政府の財務諸表を基礎として歴史的に7つ（資産、負債など）の要素についての定義をし

たものである。当該要素の定義の中心は、住民に対するサービスを提供するための資源についてである。とりわけ、期間衡平性については、次のように規定している。当期の資源の歳入は、当期のサービス・コストと同等である。すなわち、このことは、GASBの見解としてアカウントビリティを評価する観点からすれば理解できることである。現在のGASB退職後給付プロジェクトは、概念書第4号公表以来、負債の本質を含み財務報告目的に見合う期間にコストを割当るなどの重要な概念をまず主要な課題としている。

OPEB会計基準が設定されるまで州および地方政府では、現在の費用／支出をOPEBコストとしてまた、現金主義（Pay-as-you-go）の適用によってOPEBコストに対する基金の積立を行ってこなかった。このことはコスト金額やOPEBの本質に適正に反映してこなかったことになる。これまでGASBは、長期間にわたって問題点を提起してきた。たとえば、職員の在職中から発生し、その後、中途、定年退職者に支払った年金給付と同様にOPEB給付にもその取扱、処理を行うようにしたものである。すなわち、確定給付コストが州および地方政府の給付支払いが行われてから認識するのではなく、州および地方政府が職員の勤務を受けた時点で認識すべきことである

3. OPEBに関する会計基準の特徴

2004年4月、GASBは、ステートメント第43号を公表した。その内容は、年金に加えて多くの州および地方政府の雇用者が、職員の役務の提供の代償である報酬の一部としてOPEBを支給する。OPEBとは、年金とは別に支給され退職後給付（例えば生命保険）と同様に退職後医療費を含むものである。

ステートメント第43号は、OPEB制度の財務報告基準の統一的な基準を確立し、ステートメント第26号「Financial Reporting for Postemployment Healthcare Plans Administered by Defined Benefit Pension Plans」⁽⁴⁾を含む暫定的な指針に代わるものとなる。また、第43号のアプローチは、ステートメント第25号「Financial Reporting for Defined Benefit Pension Plans and Note Disclosures for Defined Contribution Plans」⁽⁵⁾のアプローチと年金とOPEB差額との違いはあるが、ほぼ同様の内容である。

第43号は、単独のOPEB制度、公務員退職制度、それらに管理されたその他のものと同様に拠出者と雇用者の財務報告を含むOPEBの信託基金に適用される。また、当該ステートメントは、複数雇用者により運営管理されたOPEB制度の報告に関しても規定している。

財務諸表と附属明細表を含んだ信託の管理である確定給付OPEB制度の財務報告フレームワークでは、財務諸表の脚注の要補足情報（Required Supplementary Information - RSI）として表示することを規定している。財務諸表は、OPEB保有の制度純資産に関する現在の財務情報と信託の管理に関連する財務行動の報告を焦点にあてている。制度純資産計算書は、OPEB保有の信託制度資産、制度負債、制度純資産の公正価値とその構成内容に関する情報を提供するものである。また、純資産変動計算書においては、雇用者、加入者、その他拠出額、純投資収入、給付額の引下げ、運営管理費用などを含んだ年度ごとの制度純資産変動に関する情報を提供するものである。

財務諸表の脚注表示では、制度内容の記述、重要な会計政策、拠出額や法的な剰余金などを含むものである。それに加えて、OPEB制度は、信託制度の積立状況、直近の保険数理評価日、評価に適用した保険数理的評価方法とその仮定に関する情報を開示することを規定している。

RSIとは、制度の積立状況や支払確定給付額に対する資産累積額や雇用者からの制度への拠出額に関して最低でも3つの評価方法によって長期的な予測を含めて保険数理的評価方法で決定した情報をここで提供する。積立状況明細表は、資産の保険数理的評価額と保険数理的発生負債額とその両者との差額を報告するものである。雇用者拠出額明細表は、年間要拠出額（Annual Required Contribution－ARC）とOPEB制度で認識されたARC比率を報告する。

OPEB制度は、特定のパラメータと一致した財務報告に含まれているすべての保険数理的評価方法によって決定される情報を測定しなければならない。保険数理的評価方法やその仮定条件と同様に保険数理的評価の時期と回数に対する要件を含むパラメータは、同時に財務報告にも適用される。仮に、OPEB制度の積立要件を決定するのに適用される方法と仮定がパラメータによって処理されたのであれば、同一の要件と仮定がOPEB制度と加入雇用者との財務報告の場合にでも必要とされる。しかしながら、制度の資金調達方法には、パラメータでは処理できない（例えば、制度は現金主義で資金調達する）のである。そのような状況であっても、財務報告目的においては、パラメータを適用することになる。

財務報告目的では、保険数理的評価方法は、全構成員（退職者、累積給付額があり、受給していない期間終了者、現在給付受給者の退職職員）200人以上の制度に対して少なくとも2年ごとに評価すること、そして200人以下の制度では、3年ごとに評価替えることが規定されている。さらに、給付計画は、各評価時点での現在の実質的な制度（雇用者と制度構成員に理解されている制度）で償うことのできるすべての給付を含めるべきであり、また提供すべき給付額は、法律上あるいは契約上との上限と同様にその時点までの雇用者と構成員との給付コスト・シェアリングを考慮すべきである。また、パラメータの範囲は、次の内容を含むものである。例えば、退職後医療制度に対する医療費原価率の趨勢を含んだ保険数理的評価方法の仮定（条件）を選択することは、適用可能な保険数理的評価基準として認識される。

100人以下の構成員であるOPEB制度には、保険数理的評価方法を適用する代わりに単純で択一的評価方法を適用できる選択肢がある。この択一的な評価方法は、保険数理的評価方法（対給付見積将来現金支出、現在価値への割引見積給付、保険数理的原価法適用期間への見積給付割当現在価値）と同様の取扱となる測定方法として認めている。だが、専門家ではない一般知識の方でも利用できる方法とするために、単純な仮定条件をも容認している。

次に2004年6月、GASBは、ステートメント第45号を公表した。この会計基準の内容は、OPEBの費用／支出、それに関連した負債（資産）の認識、測定、報告、脚注開示そのうえ、当該会計基準を適用した場合の州および地方政府の雇用者の財務報告でのRSIについても規定されている。当該ステートメントのアプローチは、年金とOPEBの差異があるにせよ基本的にはステートメント第27号「Accounting for Pension by State and Local Governmental Employers」と一致した内容である。

- 4 発生主義会計の観点からすれば、一般的に年金給付コストと同様にOPEBコストは、給付が開始される数年後の期間というよりも発生した期間のコスト構成項目の内容の一部とすべきである。しかしながら、現行の実務では、ほとんどのOPEB制度では、現金主義（Pay-as-you-go basis）で資金調達を行っているため、財務諸表上は、確定給付の支払いが完了するまでOPEBの財務効果を報告することが出来ない状況である。その場合に一般的に現行の財務報告には、欠点があることになる。

その欠点を補足するために、次の条件を実行することである。まず行うことは、雇用者が

役務の提供を受けた期間の給付コストを認識すること。次に、過去の役務と給付額分の積立金額などで構成する確定給付額に対する保険数理的評価法による発生負債額に関する情報を提供すること。さらに雇用者の将来キャッシュ・フローの予測額を評価できる有用な情報を提供することである。

また、確定給付OPEB制度における単独雇用主や複数雇用主による運営管理代理業者に加入している雇用者は、発生主義会計によって年間OPEBコストを測定、開示することを規定されている。年間OPEBコストは、雇用主が過去の拠出額に対する債務額があれば、その金額を調整した上で制度ARCが雇用主のARCと同額になる。

ARCは、特定のパラメータで計算された年間の雇用主の要拠出額と定義され、通常の年間コストと30年以内での制度未積立保険数理的発生負債額（積立超過額）の償却額を含むものである。このパラメータとは、財務報告で適用する保険数理的評価方法とその仮定と同様に保険数理的評価の回数と時期に対する要件を含むものである。制度の積立要件の決定に適用された評価方法と仮定条件が、パラメータと一致した場合には、同じ方法と仮定が制度とその加入雇用主の財務報告の条件に適用される。しかし、資金の調達などの方法には、パラメータ（たとえば、制度が現金主義で資金調達している場合）と一致しない場合があっても、パラメータは、財務報告目的には適用される。

財務報告目的において、保険数理的評価方法は、ステートメント第43号と同様に200人以上のすべての構成員には2年ごとに、200人以下の場合には、3年ごとに評価することを規定されている。

100人以下の単独雇用主における制度では、保険数理的評価方法に代わって単一の択一評価方法で適用することのできる選択権がある。また、これは100人以下の雇用主の運営管理代理業者でも適用できる。

単独や運営管理代理業者の雇用主は、政府全般の財務諸表や経営実体基金、受託基金の財務諸表においてもOPEBコストと同額のOPEB費用を認識しなければならない。また、OPEB支出については、財務諸表の政府基金で修正発生主義によって認識されるべきである。政府基金からの不足過剰拠出金を含む純OPEB債務は政府全般の財務諸表で負債（資産）として開示されるべきである。同様に、拠出された経営実体基金か受託基金と関係した純OPEB債務もまた、それぞれの基金の財務諸表で負債（資産）として開示されるべきである。

雇用主は、加入している各確定給付OPEB制度に関する積立政策を含んだ情報をも開示すべきである。単独や運営管理代理業者の雇用主は、次のような情報を開示することを要求されている。その内容とは、年間OPEBコストと比較した拠出額や純OPEB債務の変動、保険数理的評価日の積立状況、保険数理的評価過程や適用した重要な方法とその仮定である。また、単独や運営管理代理業者の雇用主は、計上金額の重要な趨勢要因に関する重要事項とともに、直近とその以前2つの評価基準との積立状況表をRSIとして表示することを要求される。

コスト・シェアリング複数雇用主制度に加入している雇用主は、信託として同等の協定すなわち、制度への雇用主の拠出額は、変更できない。制度資産は、退職者への給付と制度条件にあった給付を提供するためにそれに供するものである。法律上雇用主と運営管理者の債権者から保護されている制度資産は、コスト・シェアリングされる雇用主として計上されなければならない。会計基準の規定にも該当しない複数雇用主制度の雇用主は、運営管理代理業者の雇用主にも適用できる当該ステートメントの条件をも適用することができる。

コスト・シェアリングされる雇用主は、実務的には発生主義か修正発生主義によって制度への契約上の要拠出額に対するOPEB費用／支出を認識するように要求されている。契約上の要拠出率と同じ方法で要開示が決定される（例えば、規則、契約や保険数理的決定）。

また、コスト・シェアリングされる雇用主は、第43号に則って制度上の財務報告として積立状況、雇用主拠出額明細表をRSIの表示として規定される。

4. OPEB会計基準の公開草案

GASBは、会計基準設定機関として次に掲げる責任がある。それは、財務報告書の利用者に対する有益な情報を提供することである。すなわち当該財務報告書の作成者、監査人、利用者を含む公共への指針と教育のために州・地方政府機関の会計基準と財務報告書基準の設定、さらに伝達手段に関する会計基準を設定することである。

GASBは、会計基準や伝達手段としての財務報告基準を公表する前に会計基準設定過程において広く公共の利害関係者に有益になるように考案された結果から生み出されたデュー・プロセス（公開主義に基づく正規の手続き）の手続きとなる。⁽⁶⁾

デュー・プロセスの一部として、GASBは、次の内容の公開草案を公表している。ステートメント第45号と複数のOPEB年金制度の雇用主とその制度に加入している雇用主による債務としてのその他の退職給付額の測定に関する問題を論及しているステートメント第43号を修正した内容を含めて提案したステートメントである。

当該提案ステートメントの内容は、政府職員の複数雇用主OPEB制度に加入している雇用主による選択的な測定方法と測定回数と時期の適用に関する諸問題に取り組んでいる。

また、当該提案ステートメントは、選択時に加入者が複数構成員数に関係なく、加入者が100人以下のOPEB制度に択一的な測定方法を適用することを容認する第45号を修正するものである。雇用者の制度財務報告要件について提案された変更点に一致したもので、また、当該提案ステートメントは、確定給付OPEB制度が保険数理的評価方法を適用している第43号の要件を修正することになるものであろう。提案された修正点は、次のような要件を適用するものである。それは、択一測定方法を適用する結果から単独の雇用主OPEB制度と測定額である保険数理的評価額の結果からの合計額を報告することである。この要件は、複数雇用主OPEB制度へも履行される。

それに加えて、当該提案ステートメントは、次の事項に関しても明白に規定している。保険数理的評価法によって決定されたOPEB測定額が、複数OPEB制度の運営管理代理業者、あるいはその加入者によって計上された場合には、その測定額は複数雇用主OPEB制度の運営管理代理業者の財務報告書要件を充足するために共通の日時と最小回数で決定されるべきである。

6 提案ステートメントにおける指針は、財務報告目的のために保険数理的評価方法を基準とした情報を作成するための択一的な測定方法を適用することで、これまで以上に運営管理代理業者に現行以上に容認されることになる。この提案した変更事項の結果として、適格な運営管理代理業者への第45号の要項に付帯する法令遵守のコストは、計上された情報であり信頼性のある測定目標と妥当なコストとの適切なバランスが達成された場合にコストが引下げられることになる。そのうえ、次の事項も明白に規定している。同一最小回数で同時に決定される複数運営管理代理業者OPEB制度とその加入者によって計上されたOPEB測定額は、積立情報と積立過程の情報に関する財務報告の一貫性をこれまで以上に改善することに

なるであろう。⁽⁷⁾

GASBの運営管理代理業者と複数雇用主の運営管理代理業者の制度によるOPEB測定額に関するステートメントの目的は、OPEBの会計と財務報告目的についての保険数理的評価情報の測定に関する基準を設定したステートメント第43、45号の2つの会計基準に関する指針を提供するものである。第45号は、特定のOPEB制度に関する保険数理的評価を達成する場合において当該ステートメントにおいて確定されているように特定の測定方法を選択的に適用することを規定している。複数事業主のOPEB制度の運営管理代理業者に加入している雇用主においては、選択的な測定方法の適用が次の2つに限定されていた。ひとつは、100人以下のOPEB制度の単独の運営管理代理業者であること。もうひとつは、財務報告目的の第43号の規定における保険数理的評価のない複数雇用主のOPEB制度運営管理代理業者に加入するものであること。第43号では、保険数理的評価方法による結果からの情報を計上することをOPEB制度に規定していた。しかしながら、100人以下の加入者のOPEB制度に対しては、択一的な測定方法を選択的に適用できるように容認していた。

ステートメント第43、45号とともに保険数理的評価日としての単独雇用主の保険数理情報の集合体として複数雇用主OPEB制度の管理運営代理業者の規定を含む保険数理的評価情報の測定の時期と回数に関連する規定を含んでいた。

当該ステートメントの範囲と適用については次のようである。それは、100人以下の加入者の単独雇用主のOPEB制度を伴って運営管理代理業者によるものと加入者による複数雇用主の運営管理代理業者による保険数理的に決定された情報の測定と財務報告に関する基準を確立している。それに加えて、加入している雇用主の代理業と複数の雇用主の代理業OPEB制度の測定の時期と回数の調整に関する第43、45号の規定を明白に規定している。

当該ステートメントの規定は、信託により管理されている州および地方政府の複数雇用主の運営管理代理業のOPEB制度と、あるいは同等の調整で州および政府の雇用主にも適用される。

また、当該ステートメントは、45号の脚注5と差し替えられる。また、43号パラグラフ33と45号のパラグラフ11、12を修正したものである。

単一雇用主のOPEB制度における100人以下の加入者の運営管理代理業者は、複数雇用主の運営管理代理業者のOPEB制度の数にかかわらず、第45号のパラグラフ33-35で議論した択一的な測定方法と一致する保険数理的な情報を計上したものを基本として選択されるのであろう。

複数雇用主管理代理業者のOPEB制度に対しては、要補足情報明細書とそれに関連する脚注開示に計上される保険数理的な情報を測定する目的のための保険数理的評価を達成する第43号のパラグラフ33の規定は、的確な単一雇用主OPEB制度の選択的な測定方法を適用する保険数理的評価法で測定した単一の雇用主OPEB制度の集合体としての計上により処理される。

仮に雇用主の個人的なOPEB制度の運営管理代理業者に関する保険数理的に決定された情報は、第43号に一致した複数雇用主OPEB制度の運営管理代理業者によって計上された集合的な情報をも含むものである。

雇用主の運営管理代理業者は、加入者の複数雇用主OPEB制度の規定と同様の時期に少なくとも単一雇用主OPEB制度の保険数理的方法で評価をするべきである。

複数雇用主OPEB制度の運営管理代理業者と加入者の各雇用主は、同じ保険数理的評価日

で行うべきである。この付則では、結論へ導くためにGASBメンバーで慎重に要因について議論した。その中には、択一的な考え方とある部分GASBに受け入れられるものの、その他拒絶されるGASBの理由に対する議論をも含んでいる。一部のGASBメンバーは、他の要因よりも特定の要因に関して重視をしている。

ステートメント第45号は、択一的な測定方法を適用する加入者100人以下の単一雇用主のOPEB制度の雇用主の運営管理代理業をも容認していた。また、ステートメント第45号は、複数事業者の代理業者のOPEB制度が、ステートメント第43号の規定に一致した財務報告目的への保険数理的評価をもたない状況に運営管理代理業による択一的な測定方法の適用に対する適正性に関しては制限していた。当該EDは、財務報告目的に見合う保険数理的評価を適用するために100人以下の単一雇用主のOPEB制度をもつ運営管理代理業を認可するステートメント第45号の適正な基準を拡大したものである。この決定に到達するまでに、GASBの考え方は、100人以下の加入者の単一雇用主のOPEB制度の運営管理代理業者への実際のステートメント第45号のコストに関する規定に明示されているのと同様に複数の雇用主のOPEB制度と運営管理代理業者により計上された情報の信頼性を主張したものである。しかし、第45号の規定では、保険数理的評価方法について規定をしたものである。

雇用主の財務報告に関して、GASBは信頼性のある測定とEDで確立した適性水準時の合理的なコスト、すなわち単一の雇用主、加入者100人以下の雇用者の運営管理代理業の場合に利用される、その適切な残高を表示する択一的な測定方法を適用する選択肢がある第45号を導いた審議の中でそれは具体化したものである。適正ではない評価方法を適用する100人以下の加入者のその他の雇用主の運営管理代理業者は、規模には関係はないという理由でGASBの意向では、保険数理的評価方法を適用しているOPEB制度の規定に関しては議論しないことになる。

100人以下の加入者の雇用主OPEB制度の代理運営業者を含む適正範囲は、単一の財務報告のための択一的な評価方法の適用に対して規模の制限については変更しないために、雇用主の財務報告に関する当該EDのパラグラフ6の規定は、第45号における測定のコストと信頼性を均衡させる決定に一致することをGASBは確信している。

OPEB制度の財務報告について、潜在的にすべての運営管理代理事業者に対する択一的な測定方法の範囲は、一部保険数理的評価方法から一部単一雇用主のOPEB制度による選択的測定までで構成される。その結果として複数雇用主のOPEB制度で財務報告された情報となるであろう。信頼性を低下させることになるけれど、その効果は、択一的な測定方法の適用が、最小であるがゆえに法令遵守のコストと情報の信頼性との間の受け入れた均衡性を表示する制度が制限されるという事実によって緩和されるとGASBは確信している。

また、GASBは次の事項も考えていた。それは、一部である複数事業主のOPEB制度に対して測定回数を規定したにも関わらず、3年ごとにOPEB測定（保険数理的評価が択一的な測定か）を適用することを100人以下の単一雇用主のOPEB制度の運営管理代理業者に対して容認するかどうかである。しかしながら、GASBは次の事項も決定した。単一雇用主のOPEB制度に関して保険数理的評価決定情報の状況となるような変更は、複数雇用主のOPEB制度の運営管理代理業者による第43号の規定に一致している財務報告を保持するためには有益ではないことになる。GASBは次のことも確信している。ほとんどの複数雇用主の確定給付OPEB制度は、200人以上の加入者であり、それゆえに、少なくとも2年ごとに保険数理的評価を達成するために第43号によって規定されている。複数雇用主のOPEB制度の

代理業者の保険数理的評価情報は、構成された単一雇用者 OPEB 制度の保険数理的評価の結果の集合体を報告するもので、3 年ごとに評価して構成された制度による新しい保険数理的評価情報を作成することは、パラメーターに従った複数雇用者 OPEB 制度の運営管理代理業者を妨げるものではない。それに加えて、GASB は次のことに言及していた。ある単一雇用者 OPEB 制度は 2 年ごとに、ある者は 3 年ごとに提案した変数が違った日付でも保険数理的評価情報の集合体として必然的な結果をもたらすであろう。その結果として、表示された日付で複数雇用主の OPEB 制度の積立金状況の集合体として組織化するために有用な情報を表示する場合には問題となるであろう。

パラグラフ 21 について議論した理由について、GASB は次の提案を拒否した。それは第 43 号の規定に一致した行政レベルでの複数雇用主の OPEB 制度の運営管理代理業者の財務報告に対して規定よりも少ない回数で測定することを運営管理代理業者に容認するように第 43、45 号を修正することである。

さらに、GASB は、複数雇用主の OPEB 制度とそれに加入する雇用者の決定により財務報告された保険数理的評価情報としての日付の調整に関して実務面での不一致について言及したものである。

GASB は、次の事も言及している。複数雇用者の OPEB 制度の運営管理代理業者と第 43、45 号の財務報告規定に合う保険数理的評価決定情報の測定時期と回数を調整したにも関わらず、ある複数雇用主の OPEB 制度の運営管理業者とその加入雇用者は、違った評価日付で決定された情報を財務報告していた。GASB は、この ED で分類された規定に見合う保険数理的評価測定を調整するための準備移行期間をも提供している。

2008 年 10 月、GASB は、パラグラフ 10-13 で議論された測定に関する規定の変更を考えるある州および地方政府から要望書を受け取った。政府の要望書は次の内容を引用したものである。実際のコスト提供された例示は、人数と給付への見積現金支出に比例した最小 OPEB 制度に対する最高額となる保険数理的評価コストになる第 43、45 号の例示で展開された情報と一致したものとなる。

2008 年 11 月、提案されたプロジェクトは米国公会計基準諮問審議会 (Government Accounting Standards Advisory Council - GASAC) によって議論された。⁽⁸⁾ 2008 年 12 月 GASB は、提案されたものに議論をさらに熟考し調査議題のプロジェクトを加えた。2009 年 3 月、次にスタッフは、問題に着手しプロジェクト予測は GASAC で議論された。その上、2009 年 4 月、プロジェクトでは、GASB の現在の提案書に付加された。当該プロジェクトの結果は、当該ステートメントの指針に影響を与えたものである。⁽⁹⁾

5. むすびにかえて

GASB 設立以後、これまで 25 年が経過した。GASB は州および地方政府の会計と財務報告に関する会計基準設定等に貢献してきたことは事実である。言い換えれば、財務諸表利用者に対して提供する情報は、最善の政府アカウンタビリティを評価し、長期的な意思決定にも役立つものである。⁽¹⁰⁾ このことは、州および地方政府における発生主義会計を適用する理由の一つとして財務報告の外部利用者がアカウンタビリティを評価し、意思決定を行ううえで有用な情報を提供することと同様のことである。

この間、ステートメント第 57 号「OPEB Measurements by Agent Employers and Agent Multiple-Employer Plans」が、2009 年 12 月に公表された。当該ステートメントは、ED で紹

介したようにステートメント第43、45号の修正内容である。⁽¹¹⁾ このステートメントの目的は、択一的な測定方法の利用と複数雇用主のOPEB計画における雇用主の測定の時期と回数に関する問題点にアプローチしている。また、当該ステートメントの規定は、報告目的に適する保険数理的な情報を作成するために択一的な測定方法を使用するための複数代理運営業に対して容認するものである。

なお、当該ステートメントの詳細な特徴と問題点については、別の機会に検討する。

注

- (1) GASB, Statement No. 43 Financial Reporting for Postemployment Benefit Plans Other Than Pension Plans, April 2004.
- (2) GASB, Statement No. 45 Accounting and Financial Reporting by Employers for Postemployment Benefits Other Than Pensions, June 2004.
- (3) GASB Concepts Statement No. 4 Elements of Financial Statement, June 2007.
- (4) GASB, Statement No. 26 Financial Reporting for Postemployment Healthcare Plans Administered by Defined Benefit Pension Plans, November 1994.
- (5) GASB, Statement No. 25 Financial Reporting for Defined Benefit Pension Plans and Note Disclosures for Defined Contribution Plans, November 1994.
- (6) 藤井秀樹監訳『GASB／FASB 公会計の概念フレームワーク』中央経済社 平成15年1月、38-39頁。
- (7) GASB, Exposure Draft, OPEB Measurements by Agent Employers and Agent Multiple-employer Plan, June 2009.
- (8) Robert H. Attmore, “A Look Forward From the GASB Chairman” *Journal of Governmental Financial Management* Vol. 58 No. 3, Fall 2009, p. 21.
- (9) *Ibid.*, p. 21.
- (10) 石田晴美著『地方自治体会計改革論』森山書店 2006年7月、31-38頁。
- (11) GASB, Statement No. 57 OPEB Measurements by Agent employers and Agent Multiple-Employer Plans, December 2009.

(受理 平成22年1月9日)